平成２３年（フ）第２０１号
香川県東かがわ市引田2661番地75
債務者　前山　雅彦
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２０４号
香川県高松市成合町673番地　セジュール高崎Ｅ棟201号室
債務者　川村　圭司
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２０５号
香川県高松市成合町673番地　セジュール高崎Ｅ棟201号室
債務者　川村　　愛（旧姓下久保）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２０６号
香川県高松市高松町246番地７
債務者　平尾　洋一
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後２時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第１５号
福岡県京都郡苅田町富久町１丁目18番地６グランドパレス苅田ウイングコート1303号
債務者　木下　恵美（旧姓松田）
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第２９号
福岡県京都郡苅田町新津２丁目10番地11　ロジングハウス小波瀬102
債務者　柏木　　貢
1　決定年月日時　平成23年６月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月４日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第１２０６号
愛知県東海市荒尾町勝山３番地　１棟101号
債務者　稲垣　友子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２０９号
名古屋市港区善進本町44番地
債務者　藤城　　明
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２１０号
名古屋市港区善進本町44番地
債務者　石野　榮子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２２４号
名古屋市南区西又兵エ町４丁目９番地　第二大生荘１棟107号
債務者　シェイフ　フィアーズ　アハマドこと　ＳＨＥＩＫＨ　ＦＡＹＹＡＺ　ＡＨＭＥＤ
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２４０号
名古屋市中川区助光３丁目1201番地　助光荘Ｔ―11棟101号
債務者　田中　裕生
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２６２号
愛知県津島市東洋町２丁目23番地１　第２東洋町住宅401号
債務者　鈴木　昭二
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２７６号
名古屋市名東区本郷１丁目119番地の２　アゼリアヒルズＡ―203号
債務者　鶴田　康博
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月５日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１００号
北海道小樽市稲穂２丁目22番904号
債務者　本間　修一
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２３年（フ）第９６号
北海道苫小牧市三光町２丁目23番11号　三光荘１号
債務者　中野　隆志
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１０１号
北海道苫小牧市日新町２丁目２番11―106号
債務者　長谷川敏子
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第２６６号
仙台市泉区泉中央３丁目３番地の３　ロイヤルパレス泉中央301
債務者　名取　幾恵
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月８日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係